

第2期
桐生市教育大綱 骨子

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地方教育行政法」という。）が、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

また、大綱の策定については、地方教育行政法第 1 条の 4 第 1 項に基づき設置した「総合教育会議」において、協議・調整を行うこととされています。

桐生市では、地方教育行政法第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度に桐生市教育大綱（対象期間：平成 27 年度～平成 29 年度）を策定後、平成 29 年度に同大綱の対象期間を平成 31 年度までの 2 年間、令和元年度に令和 2 年度までの 1 年間延長する改定を行い、令和 3 年 3 月に対象期間が終了するため、第 2 期桐生市教育大綱を策定するものです。

2 大綱の位置付け

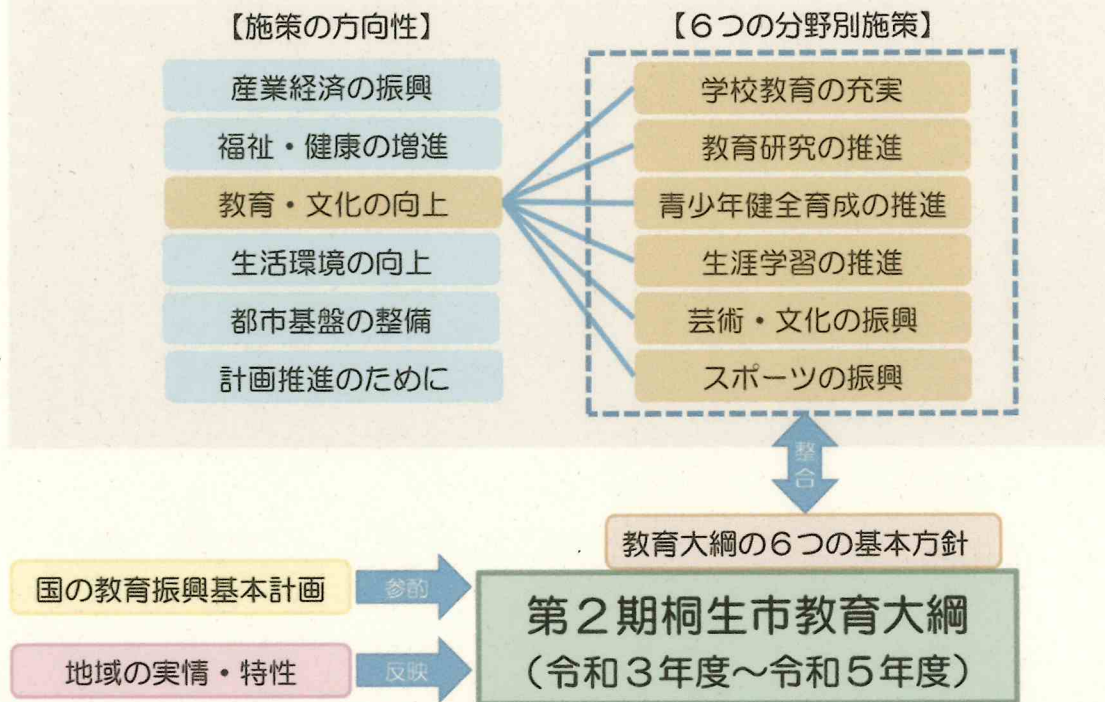
本大綱は、地方教育行政法第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、大綱の策定にあたっては、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の最上位計画である桐生市第六次総合計画との整合を図り、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱としています。

桐生市第六次総合計画の基本構想では、「将来都市像」を「感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生」、「まちづくりの基本テーマ（理念）」を「“感性”を育む人づくり」「“つながり”を生かしたまちづくり」とし、これらを実現するための施策の大綱において、教育分野の施策の方向性を「教育・文化の向上」としています。

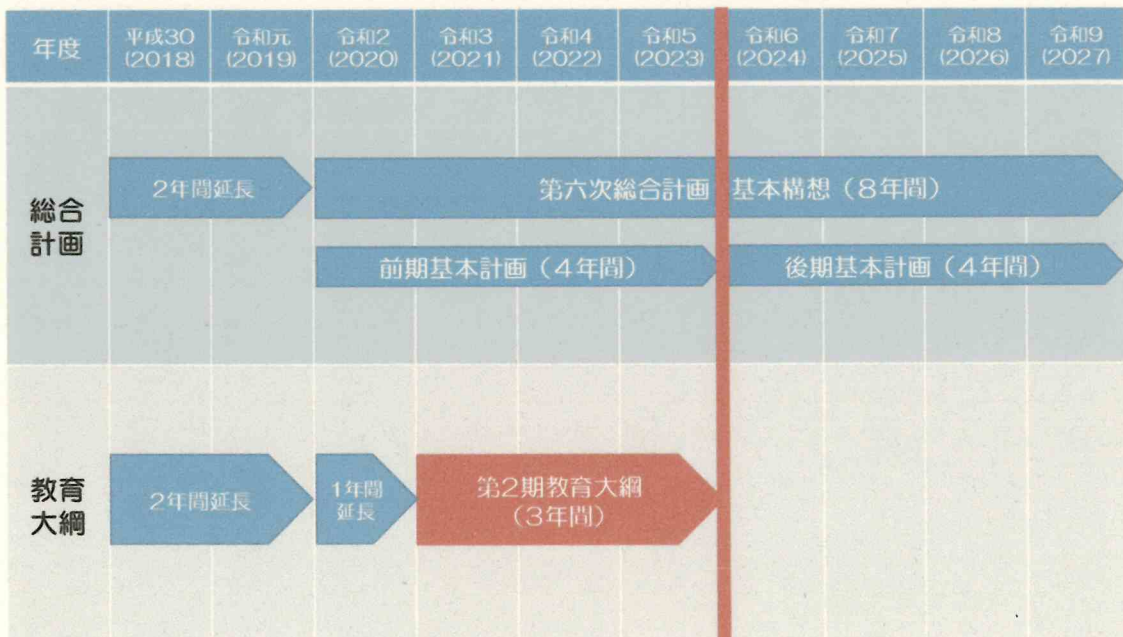
このため、本大綱では、施策の方向性「教育・文化の向上」の 6 つの分野別施策である「学校教育の充実」「教育研究の推進」「青少年健全育成の推進」「生涯学習の推進」「芸術・文化の振興」「スポーツの振興」と、本大綱の 6 つの基本方針を関連させ、桐生市第六次総合計画との整合が図られた内容としています。

桐生市第六次総合計画 前期基本計画（令和2年度～令和5年度）



3 大綱の対象期間

大綱の対象期間は、桐生市第六次総合計画前期基本計画の計画期間との整合を図り、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



4 大綱の構成

大綱は、「基本理念」、「基本方針」、「施策」の3層で構成します。

5 基本理念

基本理念は、国の第3期教育振興基本計画（「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育政策推進のための基盤を整備する」）を参酌しつつ、総合教育会議での構成員の意見や桐生市第六次総合計画を参考にしています。

「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」

- 地域の特色を生かした教育を通じて、桐生への愛着や誇りに思う気持ちを育むとともに、夢や志に挑戦するために必要となる力を育成し、桐生の発展を牽引する人材や世界を舞台に活躍する人材を育成します。
- 教職員の資質・能力の向上、学校施設の整備や学習環境の充実を図るとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ちながら相互に連携協力し、安全・安心で質の高い教育環境づくりを推進します。
- 生涯にわたって学び、文化芸術活動やスポーツに親しむ機会の充実を図り、市民の知識や感性を高めるとともに、身に付けた学びの成果や経験を地域での活動に生かしながら、元気に活躍し続けられる環境を整えます。

6 基本方針

桐生市第六次総合計画との整合を図るため、同計画における教育分野の施策の方向性「教育・文化の向上」の「学校教育の充実」「教育研究の推進」「青少年健全育成の推進」「生涯学習の推進」「芸術・文化の振興」「スポーツの振興」の6つの分野別施策を、第2期桐生市教育大綱の6つの基本方針としています。

- (1) 「桐生を好きな子供」育成するため、桐生ならではの特色ある教育をはじめとする学校教育の充実を図ります。【学校教育の充実】
- (2) 「桐生を好きな子供」の育成に向けた本市の教育の更なる質の向上を図るため、学力向上や生徒指導等における教育課題の解決につながる教育研究を推進します。【教育研究の推進】
- (3) 青少年の自立と社会参加を促進するため、学校・家庭・地域の連携を一層深め、環境浄化・非行防止活動を市民総ぐるみの運動として、青少年教育活動を推進します。【青少年健全育成の推進】
- (4) 住民自らの学びを、よりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な主体との連携により生涯学習を推進します。【生涯学習の推進】
- (5) 心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動を促進するとともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化の振興を図ります。【芸術・文化の振興】
- (6) 一人でも多くの市民にスポーツを楽しんでもらうため、いつでも、どこでも、誰でも楽しめるスポーツを推進します。【スポーツの振興】

7 各方針の施策

(1) 「桐生を好きな子供」育成するため、桐生ならではの特色ある教育をはじめとする学校教育の充実を図ります。【学校教育の充実】

(教育内容の充実)

- 桐生ならではの特色ある教育の充実
- 成長過程に応じた学習内容の充実
- 専門教育の充実
- 特別支援教育の充実

(教育環境の充実)

- 施設・設備の充実
- 教育の機会均等
- 学校適正配置の推進

(学校給食の充実)

- 学校給食の充実
- 食育指導の推進
- 効率的な運営の推進

(2) 「桐生を好きな子供」の育成に向けた本市の教育の更なる質の向上を図るため、学力向上や生徒指導等における教育課題の解決につながる教育研究を推進します。【教育研究の推進】

(教育研究・相談機能の充実)

- 教育研究・研修の充実
- 教育相談の充実
- 教育資料室の充実

(適応指導の充実)

- 適応指導教室の充実
- 相談体制の充実

(3) 青少年の自立と社会参加を促進するため、学校・家庭・地域の連携を一層深め、環境浄化・非行防止活動を市民総ぐるみの運動として、青少年教育活動を推進します。【青少年健全育成の推進】

(青少年教育の充実)

- 青少年保護活動の充実
- 市民総ぐるみ「青少年健全育成運動」の推進
- 相談機能の充実

(青少年教育施設の運営)

- 青少年教育施設の運営

(4) 住民自らの学びを、よりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な主体との連携により生涯学習を推進します。【生涯学習の推進】

(生涯学習の充実)

- 生涯学習機会の充実
- 社会教育の充実
- 学校・地域との連携の推進

(社会教育施設の充実)

- 公民館の充実と学習要求への対応
- 図書館の充実

(5) 心豊かなまちづくりを目指し、芸術文化活動を促進するとともに、文化財の保護・活用などを行い、市民の芸術・文化の振興を図ります。【芸術・文化の振興】

(芸術・文化活動の推進)

- 文化活動の支援
- 芸術文化活動拠点施設の充実

(文化財の保護・活用)

- 文化財の保護・活用

(6) 一人でも多くの市民にスポーツを楽しんでもらうため、いつでも、どこでも、誰でも楽しめるスポーツを推進します。【スポーツの振興】

(スポーツ活動の推進)

- スポーツイベントの開催・支援
- 競技スポーツの推進
- 生涯スポーツの推進
- 団体・指導者の育成

(スポーツ施設の充実)

- スポーツ施設の充実